

令和7年度後期授業料減免の申請について (工学部・情報工学部・看護学部・大学院・専攻科共通)

1 授業料減免制度について

高等教育の修学支援制度（以下、国制度）により、住民税非課税世帯またそれに準ずる世帯の学部生（留学生を除く）および多子世帯の学生に対して、授業料および入学料の減免、ならびに日本学生支援機構が実施する給付奨学金の給付が行われます。

また、本学においては、学部生（留学生のみ）、大学院生（留学生を含む）及び専攻科生を対象として、本学独自の授業料等減免の制度（以下、本学制度）があります。

申請を希望する方は、以下をご確認いただき、期限までにご対応ください。

2 申請要件

【国制度】学部生（留学生を除く）で日本学生支援機構の給付奨学金を受給中（または採用候補）の方、または、これから日本学生支援機構の給付奨学金の申請を行う方

※後者（これから給付奨学金の申請を行う方）は、大学で配布している、日本学生支援機構奨学金の案内を確認し、必ず期限（10/24）までに申請してください。

【本学制度】学部留学生、大学院生（留学生を含む）、専攻科生で日本学生支援機構奨学金または富山県奨学資金、富山県看護学生修学資金などの自治体や民間団体の奨学金を受給しているか、申請している方

3 授業料減免申請後の審査・決定について

審査では、申請書をもとに、家計及び学力が基準に合致しているかを判断します。

免除の可否は、文書で通知する予定です（後期分は12月頃を予定）。

また、授業料減免申請者については、免除の審査結果が確定するまでは授業料の納付を求めません。審査結果が出た後に、一部免除または非該当の決定を受けた場合は、大学からの通知に基づいて所定の授業料を納入してください。

4 授業料免除申請の提出書類

（１）、（２）で提出書類が異なるため、間違えないよう注意すること！

（※申請受付期限を過ぎた場合は、一切受け付けませんのでご注意ください。）

（１）学部生（留学生除く）

【日本学生支援機構の給付奨学金にこれから申請予定の方】

※これまで日本学生支援機構の給付奨学金に申し込んだことがない方はこちらの手続きを行ってください。

（給付奨学金に申し込んだことがなく、これから多子世帯学生への授業料等無償化の支援を受ける場合も含む。）

① 日本学生支援機構の給付奨学金に申請（申請書類は事務局にて配布）

申請受付期限 10月24日(金)17:15まで【厳守】（事務局窓口提出）

【既に日本学生支援機構の給付奨学生となっている方（多子世帯も含む）】

② 「大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書」（A2様式）

申請受付期限 10月24日(金)17:15まで【厳守】（以下フォームより提出）

（射水キャンパス）<https://forms.office.com/r/BM7YiRL77G>

（富山キャンパス）<https://forms.office.com/r/fN82sPKNec>

(2) 留学生、大学院生、専攻科生

- ① [「令和7年度後期分授業料免除等申請書」\(様式第4号\)](#)
- ② [「審査票」](#)
- ③ 各種証明書類(別紙「[添付する証明書等](#)」参照)

※申請内容に虚偽等があった場合には、免除決定を取り消す場合があります。

※申請書類は、大学ホームページよりダウンロードし、各自印刷を行ってください。

※看護学研究科の長期履修生の場合、在学期間が標準修業年限を超えた後の長期履修期間の授業料は免除されるため、手続きの必要はありません。

申請受付期限 10月24日(金)17:15まで【厳守】(事務局窓口提出)

射水キャンパス教務課学生係

TEL 0766-56-7500 (代)

富山キャンパス教務学生課

TEL 076-464-5410 (代)